

## 岩見沢市地域福祉計画策定 10カ条

- 第1条 「岩見沢市民のために」という視点を忘れない
- 第2条 岩見沢市民が誇りを持てるような内容とする
- 第3条 岩見沢市民の1人1人に訴えかける内容とする
- 第4条 「岩見沢市ならでは」の先駆的な内容とする
- 第5条 具体的でわかりやすい内容とする
- 第6条 常に完成形をイメージしておく
- 第7条 岩見沢市民が積極的かつ継続的に地域福祉の推進に参加していけるような仕組みを構築する
- 第8条 庁内及び各団体等との関係において、策定以降も関係部署及び団体が継続的な連携を保って地域福祉を推進していけるような仕組みを構築する
- 第9条 策定したらそれで終わりではなく、地域福祉の推進のための事業の実施、評価、改善を適切に行うといった仕組みを構築する
- 第10条 計画の策定及び地域福祉の推進について妨げられるようなことがあっても、それをチャンスとして捉える